

(4) 管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																								
<p>政策企画部 戦略事業室 事業推進課</p>	<p>管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認されたもの、登録済みの誤った旅行命令の取消を忘れ、二重登録のまま承認されたものがあった。</p> <p>また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="537 688 1635 1129"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">旅行日</th> <th colspan="2">旅行命令</th> <th rowspan="2">過払い 旅費額</th> <th rowspan="2">支給誤り の原因</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A</td> <td>平成26年9月4日</td> <td>平成26年9月5日</td> <td>平成26年9月11日</td> <td>480円</td> <td>重複入力</td> </tr> <tr> <td>平成26年10月30日</td> <td>平成26年10月29日</td> <td>平成26年10月31日</td> <td>360円</td> <td>修正申請時の削除漏れによる重複</td> </tr> <tr> <td>平成27年3月11日</td> <td>平成27年3月11日</td> <td>平成27年3月20日</td> <td>650円</td> <td>重複入力</td> </tr> </tbody> </table>	職員	旅行日	旅行命令		過払い 旅費額	支給誤り の原因	当初入力日	重複入力日	A	平成26年9月4日	平成26年9月5日	平成26年9月11日	480円	重複入力	平成26年10月30日	平成26年10月29日	平成26年10月31日	360円	修正申請時の削除漏れによる重複	平成27年3月11日	平成27年3月11日	平成27年3月20日	650円	重複入力	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、管内旅費の支給事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>また、管内出張に係る旅行命令の登録、承認時には、重複入力がないかを確認するよう、全職員に注意喚起されたい。</p>	<p>重複入力となっている過払いの旅費については、戻入措置を行い、平成27年7月31日に本人が返納したことを納付書により確認した。</p> <p>また、本件以外に過払いがないか再度確認を行った結果、本件以外はなかった。</p> <p>今後、承認者は決裁時に二重登録がないか等、旅費明細内訳書の内容確認を徹底することにより適正な事務執行に努めることとし、所属職員に対しても、旅費支給事務の適正処理についてメールで毎月周知し、入力時の確認など再度行うよう徹底した。</p>
職員	旅行日			旅行命令				過払い 旅費額	支給誤り の原因																		
		当初入力日	重複入力日																								
A	平成26年9月4日	平成26年9月5日	平成26年9月11日	480円	重複入力																						
	平成26年10月30日	平成26年10月29日	平成26年10月31日	360円	修正申請時の削除漏れによる重複																						
	平成27年3月11日	平成27年3月11日	平成27年3月20日	650円	重複入力																						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月23日から同年7月9日まで）

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容	
教育委員会事務局 教育振興室	<p>管内出張について、総務事務システムに旅行命令簿兼精算旅費内訳を重複して入力し、そのまま承認されたもの及び出張経路等を修正するため再度入力したにもかかわらず、承認済みの誤った旅行命令の取り消しが行われなかったために、重複入力のまま承認されたもの等が11件あった。また、これらについて、旅費支出の決裁が行われたため、旅費が過払いとなっていた。</p>					<p>速やかに誤支給の旅費額の措置を講じられたい。</p> <p>管内出張に係る旅行命令簿兼精算旅費内訳の入力・承認時には、重複入力がないか確認するよう周知されたい。</p> <p>また、管内旅費の支出命令の決裁に当たっては、入力に誤りがないかという視点でも旅費明細内訳書を確認し、誤った入力があった場合は、旅行者に確認するなど、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>誤支給の旅費については、平成27年8月14日に納付書を発行し、同年9月3日までに全件納付されたことを確認した。</p> <p>また、管内出張に係る旅行命令簿兼精算旅費内訳の入力・承認時に、各職員において重複入力がないかを確認するよう、平成27年7月30日に全所属職員に対して、出勤簿や時間外勤務登録に係る注意とともに、旅費重複支給に係る確認についての注意喚起を行った。また、旅行命令権者（グループ長等）に対しては、上記注意喚起に加え、同年8月4日に承認時における管内出張旅費の重複支給がないかを確認するよう注意喚起を行った。</p> <p>さらに、管内旅費の支出命令の決裁において旅費明細内訳書を確認する際、これまで以上に重複登録等の誤りがないかという視点で確認を行い、誤った入力があった場合は旅行者に確認するなど、適正な事務処理に努めていく。</p>	
	職員名	旅行日	旅行命令		過払い旅費額			支給誤りの原因
			当初入力日	重複入力日				
	A	平成26年4月7日	平成26年4月3日	平成26年4月7日	1,750円			修正入力時の削除漏れによる重複
	B	平成26年5月12日	平成26年5月9日	平成26年5月9日	800円			重複入力
	C	平成26年5月15日	平成26年5月13日	平成26年5月15日	1,220円			修正入力時の削除漏れによる重複
	C	平成26年5月17日	平成26年5月13日	平成26年5月16日	860円			重複入力
	D	平成26年6月3日	平成26年6月2日	平成26年6月2日	610円			重複入力
	E	平成26年6月24日	平成26年6月23日	平成26年10月10日	180円			出張日誤りによる再入力での重複支給
	F	平成26年7月27日	平成26年7月22日	平成26年7月25日	520円			重複入力
	G	平成26年8月25日	平成26年8月18日	平成26年8月22日	480円			重複入力
	H	平成26年9月8日	平成26年9月2日	平成26年9月5日	1,510円			修正入力時の削除漏れによる重複
I	平成26年10月16日	平成26年10月16日	平成26年10月16日	420円	重複入力			
J	平成27年1月16日	平成27年1月15日	平成27年1月16日	420円	修正入力時の削除漏れによる重複			

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月24日から同年7月28日まで）